社会福祉法人　尼崎武庫川園　行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　2018 年４月１日～　2021 年３月 31 日までの３年間

２．内容

目標１：育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供。

＜対策＞

●2018 年４月～　休業中の職員に対し職場からの情報提供を２カ月に１度行う。
（職場内新聞・内部研修資料等の送付）

目標２：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。

＜対策＞

●2018 年４月～　制度に関するパンフレットを見直す。
●2018 年４月～　新しく作ったパンフレットを職員に配布する。
●2018 年４月～　休業取得者については対面にて説明。（出産一時金、出産手当金、育児休業給付金、休業中の健康保険・厚生年金・地方税等）また各職場に説明書を配布する。

目標３：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施。

＜対策＞

●2018 年４月～　出産や子育てによる退職者名簿を作成する。
●2018 年４月～　法人行事の案内を送る。
●2018 年４月～　退職後３年目に連絡を入れる。
●2018 年４月～　欠員が生じた場合、出産や子育てによる退職者に積極的に声を掛け優先的に採用する。（募集の際に当人から応募があれば優先的に採用する。）